



文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業

第12回マイノリティセミナー / 法学研究所第89回特別研究会

アイヌ民族問題と所有権・知的所有権

日時・場所

2010年12月18日(土)

14:00~16:00

関西大学児島惟謙館1階 第1会議室

報告 吉田 邦彦

(北海道大学大学院法学研究科教授)

司会 高作 正博

(関西大学法学研究所インド・南アフリカ財産的情報研究班
研究員、法学部教授)



2008年6月6日、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を受ける形で、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆議院及び参議院において採択された。この決議を受け、政府は、アイヌ民族がわが国の先住民族であるという認識をもとに、総合的な施策の確立に取り組む考えを示している。もっとも、今日のアイヌ民族問題は、遡れば明治政府による近代化政策にその根源を有しており、単にアイヌ民族を先住民族と認め表面的な文化振興を促すだけでは解決することのできない複雑な問題と結びついている。近代化のなかでアイヌ民族はどのような変容を迫られたのか、その経験は近代法にいかなる反省を迫るのか。所有権・知的所有権という私法の枠組みを通してアイヌ民族問題の現在を考える。

※ 聴講自由

多数のご来場をお待ちしております。

お問い合わせ先 関西大学マイノリティ研究センター

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学総合研究室棟2階

TEL:06-6368-1111(内線:3915) FAX:06-6368-1463 E-mail:cms@ml.kandai.jp

URL:<http://www.kansai-u.ac.jp/minority/index.html>

主催: 関西大学マイノリティ研究センター Center for Minority Studies, Kansai University
関西大学法学研究所 The Institute of Legal Studies, Kansai University